

第 12 期 中 間 決 算 公 告

平成 23 年 1 1 月 2 5 日

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
株式会社 新生銀行
代表取締役社長 当麻 茂樹

中間貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金	223,180	預 渡 性 預 金	5,641,687
一 般 預 金	30,187	債 券	152,986
一 般 借 入 金	13,784	コ ー ー ル マ ネ ー 債 券	315,890
特 定 借 入 金	237,564	一 般 借 入 金	140,229
特 定 借 入 金	193,654	特 定 借 入 金	178,987
有 価 証券	343,854	借 入 金	155,221
有 価 証券	2,636,008	借 入 金	315,428
有 価 証券	△3,370	借 入 金	179
有 価 証券	4,060,852	借 入 金	208,185
有 価 証券	22,201	借 入 金	329,798
有 価 証券	397,683	借 入 金	307
有 価 証券	17,956	借 入 金	2
有 価 証券	8,306	借 入 金	4,109
有 価 証券	159	借 入 金	325,379
有 価 証券	9,104	借 入 金	1,922
有 価 証券	△110,152	借 入 金	2,299
		借 入 金	9,104
		借 入 金	7,451,922
		(純 資 産 の 部)	
		資 本	512,204
		資 本	79,465
		資 本	79,465
		利 益	119,910
		利 益	11,566
		利 益	108,344
		利 益	108,344
		自 己 株	△72,558
		株 主 資 本 合 計	639,022
		其 他 有 価 証券 評 価 差 額 金	△6,935
		繰 延 へ ッ ジ 損 益	△4,393
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△11,328
		新 株 予 約 権	1,357
		純 資 産 の 部 合 計	629,051
資 産 の 部 合 計	8,080,974	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,080,974

中間損益計算書

〔平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		86,376
資金運用収益	49,978	
(うち貸出金利息)	(32,092)	
(うち有価証券利息配当金)	(16,056)	
役務取引等収益	7,830	
特定取引収益	9,617	
その他業務収益	2,768	
その他経常収益	16,181	
経常費用		78,024
資金調達費用	21,868	
(うち預金利息)	(14,976)	
(うち社債利息)	(4,247)	
役務取引等費用	4,863	
特定取引費用	2,915	
その他業務費用	9,939	
その他経常費用	28,572	
	9,865	
経常利益		8,351
特別利益		59
特別損失		1,427
税引前中間純利益		6,983
法人税、住民税及び事業税	379	
法人税等調整額	2,019	
法人税等合計		2,399
中間純利益		4,584

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8 年～50 年
その他	2 年～20 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

(1) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。

(2) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

す。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 83,133 百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理
--------	----------------------------------

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれの発生年度から損益処理
----------	---

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

8. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」

(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11. 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 447,716百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは30,235百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,520百万円、延滞債権額は216,289百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は738百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,567百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は227,116百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の

取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は145百万円であります。

8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間期末残高の総額は、19,944百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	10	百万円
有価証券	911,665	百万円
貸出金	124,482	百万円
その他資産	15,662	百万円

担保資産に対応する債務

預金	702	百万円
コールマネー	140,000	百万円
債券貸借取引受入担保金	178,987	百万円
借入金	187,928	百万円
その他負債	17	百万円
支払承諾	922	百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券426,076百万円を差し入れております。

また、金銭の信託のうち子会社の貸出債権証券化取引に係る現金準備金は26,384百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は925百万円、保証金は6,608百万円、デリバティブ取引の差入担保金は14,708百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,372,948百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,158,117百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額11,980百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金93,500百万円が含まれております。

13. 社債には、劣後特約付社債202,534百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は43,961百万円であります。
15. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）12.96%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益7,145百万円、金銭の信託運用益6,543百万円、償却債権取立益1,452百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,275百万円、貸出金償却2,014百万円、株式等償却5,272百万円を含んでおります。
3. 特別損失には、固定資産の減損損失 767 百万円を含んでおり、事業環境等を勘案し、移転・統合により廃止を決定した店舗等の資産や、システム更新等により遊休化したソフトウェアについて、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損したものであります。固定資産の種類ごとの減損損失の内訳は、有形固定資産 280 百万円及び無形固定資産 486 百万円であります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	554,642	559,770	5,127
	社債	27,672	28,080	407
	その他	37,433	40,754	3,320
	小計	619,748	628,604	8,855
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	40,102	40,072	△30
	社債	-	-	-
	その他	9,307	8,731	△575
	小計	49,410	48,803	△606
合計		669,159	677,408	8,249

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年9月30日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	440,307
関連法人等株式	2,457
合計	442,764

3. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,563	2,937	625
	債券	923,725	920,893	2,832
	国債	843,179	841,101	2,077
	地方債	1,790	1,734	56
	社債	78,755	78,056	698
	その他	62,108	58,526	3,582
	小計	989,397	982,357	7,039
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,957	6,323	△365
	債券	333,811	337,349	△3,537
	国債	166,494	167,383	△888
	地方債	-	-	-
	社債	167,316	169,965	△2,648

	その他	113,344	118,267	△4,922
	小計	453,113	461,939	△8,825
合計		1,442,510	1,444,296	△1,786

(注1) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	6,590
その他	84,191
合計	90,781

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(注2) 中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	
その他有価証券	△1,786
時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券	3
流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」へ保有目的を変更した有価証券	△5,153
その他有価証券評価差額金	△6,935

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間貸借対照表価額とし、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。

当中間期におけるこの減損処理額は9,590百万円（うち、株式3,973百万円、社債2,250百万円、その他の証券3,365百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）

	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間 貸借対照 表計上額 が取得原 価を超える もの (百万円)	うち中間 貸借対照 表計上額 が取得原 価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	109,586	109,586	—	—	—

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

なお、満期保有目的の金銭の信託はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	78,699	百万円
有価証券価格償却超過額	59,949	
税務上の繰越欠損金	54,465	
特定金銭信託評価損益	14,317	
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,528	
金銭の信託未収配当金	4,891	
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	3,776	
その他	19,760	
繰延税金資産小計	242,390	
評価性引当額	△235,747	
繰延税金資産合計	6,642	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	7,923	
資産除去費用に係る一時差異	1,019	
繰延税金負債合計	8,942	
繰延税金負債の純額	2,299	百万円

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額 236円51銭

1株当たり中間純利益金額 1円72銭

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

(企業結合等関係)

・ 共通支配下の取引等

当行は、平成 23 年 6 月 22 日締結の基本合意書に基づき、平成 23 年 9 月 30 日付で当行の連結される子会社である新生フィナンシャル株式会社との間で事業譲渡契約を締結し、平成 23 年 10 月 1 日付で当該事業譲渡契約に基づいて同社の事業の一部を譲り受けました。

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 消費者金融業

事業の内容 新生フィナンシャル株式会社の消費者金融業に係る事業の一部（同社が貸金業者として締結した貸付契約にかかる一切の債権及び債務（過払金返還債務を含む）並びに同契約上の地位を除く）

(2) 企業結合日

平成 23 年 10 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当行を譲受会社、新生フィナンシャル株式会社を譲渡会社とする事業譲渡

(4) 結合後企業の名称

株式会社新生銀行

(5) 取引の目的を含む取引の概要

既に一定の顧客認知度を有する「レイク」ブランドを活用して銀行本体で本格的な個人向け無担保ローンサービス（「新生銀行カードローン レイク」ブランド）を提供することにより収益力の向上に繋げるとともに、この分野におけるリーディングカンパニーとして健全な個人向け無担保ローン市場の形成に貢献することを目的に、新生フィナンシャル株式会社より「レイク」の商標権、無人店舗、ATM、ACM（自動契約機）、及びその他の消費者金融業に係る資産・負債の一部（同社が貸金業者として締結した貸付契約にかかる一切の債権及び債務（過払金返還債務を含む）並びに同契約上の地位を除く）を譲り受けたものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号平成 20 年 12 月 26 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号平成 20 年 12 月 26 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。